



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2020 NOVEMBER / 235号

★ 中国専利法4次改正が可決 ★

本年10月17日、第13回全国人民代表大会常任委員会で、中国専利法4次改正が可決されました。中国の専利法は「特許」だけでなく「実用新案」や「意匠」も含まれます。以下において「専利」という用語を使用したときにはそのおつもりでお読みください。改正法の施行日は2021年6月1日の予定です。主な改正点は次の通りです。

1. 部分意匠の導入（改正法2条）

物品の一部を保護対象とする部分意匠制度が導入されます。

2. 権利濫用の防止（同20条）

「専利出願と専利権の行使は、誠実な信用の原則に従わなければならない。専利権を濫用し、競争を排除又は制限し、独占行為を構成するものは独占禁止法に従い処理される」、との規定が新設されました。

3. 新規性喪失の例外条項の新設（同24条）

国の緊急事態下で、公共の利益のために初めて公開された場合は、新規性を喪失しないこととなります。これは新型コロナウイルス蔓延のような緊急事態の救済規定といわれています。

4. 優先権書類の提出期間緩和（同30条）

優先権を主張した場合に提出すべき優先権書類の提出期限が緩和されました。特許及び実用新案出願は優先日から16ヶ月以内、意匠出願は出願日から3ヶ月以内となります。しかし、中国でもDAS（デジタル・アクセス・サービス）が利用できますので、なるべくこれによるのが便利です。

5. 存続期間の延長（同43条）

意匠権の存続期間が出願日から起算して、現行の10年から15年に延長されます。

6. 特許権の存続期間の補填請求（同43条）

特許権者は、以下の2点に関連して、5年を限度として存続期間の補填を請求することができるとの制度が導入されます。

- (1) 権利付与過程における不合理な遅延
- (2) 新薬の販売審査・評価承認に時間を要すること

7. 専利権侵害に対する損害賠償額（同71条）

- (1) 現行では、損害賠償額は、①「専利権者の損失額」、②「侵害者の利益額」の優先順位で参酌し確定されていますが、これらの優先順位が撤廃され、いずれかに基づき確定されるとの規定に変更されています。
- (2) 故意に侵害し、状況が深刻な場合は最大5倍の懲罰的賠償が認められます。
- (3) 損害賠償額の確定が困難である場合には、裁判所は裁量により損害賠償額を確定することができるのとされています。この裁量により確定される損害賠償額は「500万元以下」（約8000万円以下）とされています。

8. 専利権侵害訴訟の時効の起算日（同74条）

現行では、時効の起算日は「専利権者が「侵害行為」を知った又は知るべきであった日」とされていますが、この要件における「侵害行為」が「侵害行為及び侵害者」に変更され、起算日の要件が緩和されています。また、時効期間は2年から3年に延長されています。